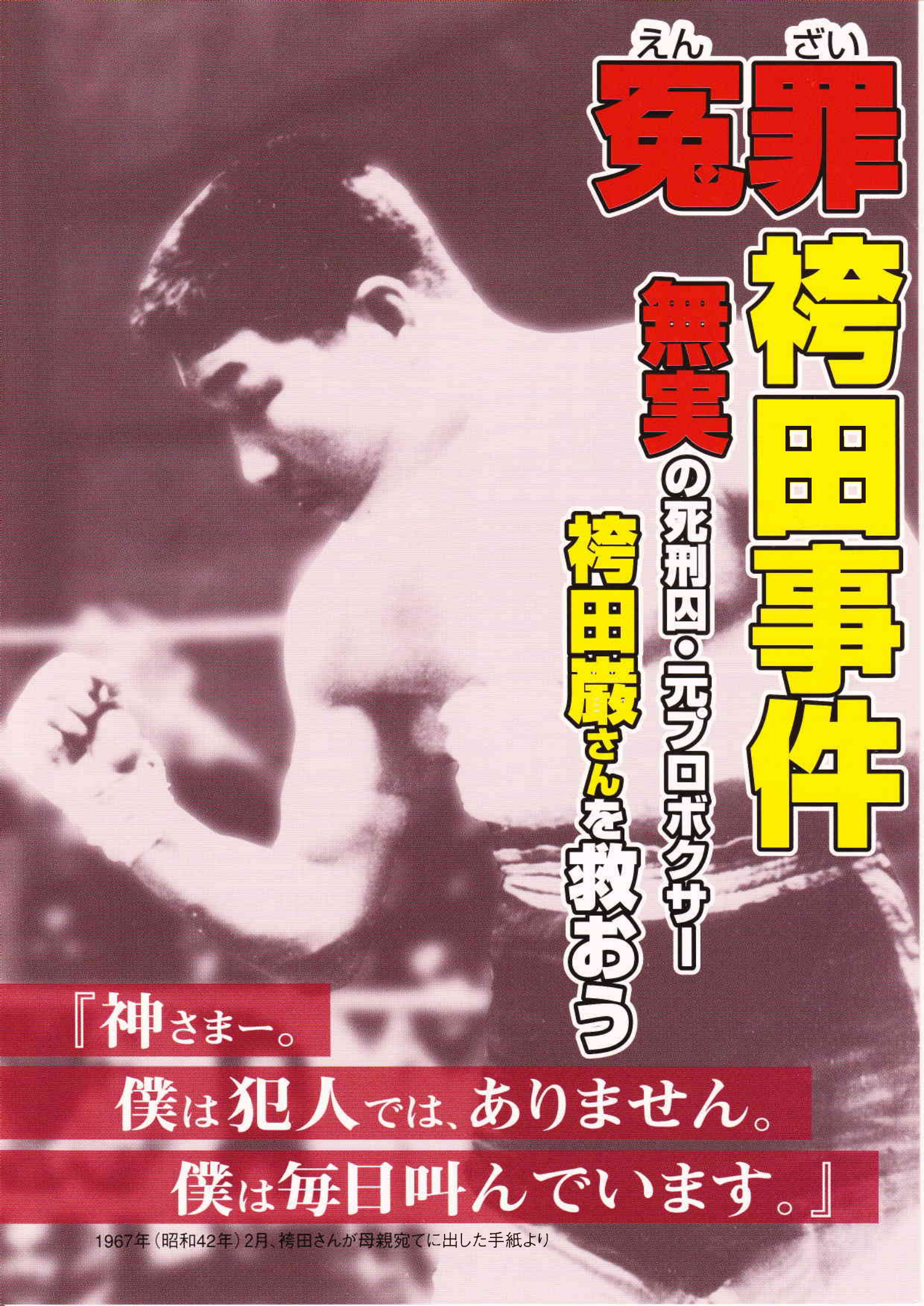


冤罪（えんざい）

袴田事件

無実の死刑囚・元プロボクサー

袴田巌さんを救おう

『神さまー。

僕は犯人では、ありません。

僕は毎日叫んでいます。』

1967年（昭和42年）2月、袴田さんが母親宛てに出した手紙より

袴田事件のあらまし

静岡県清水市横砂（現在の静岡市清水区）で、一九六六年六月三十日未明、味噌製造会社の専務宅から出火し、全焼した現場から、刃物による多数の傷を受けた専務一家四人（専務、妻、長男、二女）の死体が発見されました。

袴田巖さん（当時三十歳）は、当時、現場近くの味噌工場の寮の住み込み従業員でした。警察は、袴田さんにアリバイがなかったこと、事件後左手中指などに負傷をしていたこと（実際には消火活動で負傷）、そして、袴田さんが元プロボクサーであったこと等から、袴田さんが犯人であると断定し、同年八月十八日、袴田さんを逮捕しました。

袴田さんは、当初から無実であることを訴えていましたが、連日長時間の過酷な取調べにより、逮捕から二十日目、嘘の「自白調書」にサインをしてしまいました。

当初、捜査機関は、袴田さんの部屋から押収したパジャマにごく微量の血痕が付着していたことなどから、袴田さんは、このパジャマを着用して犯行に及んだものと主張していました。ところが、一審公判中（事件から一年二か月経過後）の一九六七年八月三十一日、工場内の味噌タンクの中から、血液が付着した五点の衣類（ズボン、ステテコ、緑色ブリーフ、スポーツシャツ、半袖シャツ）が「発見」されました。検察は、当初は、犯行着衣をパジャマとしていましたが、五点の衣類が犯行着衣であると主張を変更しました。

裁判所は、五点の衣類を犯行着衣と認定し、それが決定的証拠であるとして、袴田さんに死刑判決を言い渡しました（一九八〇年、上告棄却により死刑確定）。

袴田さんは、一九八一年、裁判のやり直し（再審）を申し立てましたが、静岡地裁（一九九四年八月九日決定）、東京高裁（二〇〇四年八月二十六日決定）は再審開始を認めず、最高裁も、二〇〇八年三月二十四日、特別抗告を棄却しました。

弁護団は、同年四月二十五日、静岡地裁に対し、第二次再審請求を申し立てました。

現在、弁護団は、袴田さんの無実を明らかにするための新証拠の発掘に全力を注いでいます。あわせて、捜査機関が保有している全ての証拠を開示するよう検察側に強く求めています。



死刑囚としての袴田さんの現況

袴田さんは、一九六六年八月十八日に逮捕されて以来、既に四十四年以上という長い年月、自由を奪われ、現在は東京拘置所に収監されています。

「私はデッチ上げにより死刑囚として特殊な環境におかれ、初めて死刑の残虐の何たるかを熟知した。（死刑）確定囚は口をそろえて言う、死刑はとても恐いと。だが、実は死刑そのものが恐いのではなく、恐いと恐怖する心がたまらなく恐いのだ」（袴田さんの獄中からの手紙より）

袴田さんは、死刑が確定して以降、三十年もの間、このような恐怖にさらされ続けています。死刑確定者としての日々は、袴田さんの心を徐々に蝕み、一九八五年ころから次第に拘禁反応がひどくなりました。袴田さんはこのころから、意味不明、支離滅裂な発言や行動が目立つようになってきました。また、弁護人のみならず、肉親の面会すら拒否するようになり、全く面会できない時期が長く続きました。近年は少しずつ面会に応じてくれることが多くなりましたが、今でも、特に裁判の話はできない状態が続いています。

二〇〇九年三月二日東京家庭裁判所は、袴田さんが拘禁反応という精神障害にあることを認定し、成年後見制度による保護の必要性を認めて保佐開始の審判を行いました（姉の秀子さんを保佐人に選任）。

二〇一一年一月二十七日、日本弁護士連合会は、袴田さんが妄想性障害に罹患しているとして、死刑の執行停止と外部の病院・医療刑務所での治療を求める勧告を法務大臣に対して行いました。

袴田さんは、今このときも、いつ死刑が執行されるかわからない恐怖と戦っています。



2007年8月7日に支援者と面会した際の袴田さんの肖像画
（画：山崎俊樹）

Point 1

五点の衣類は警察によるねつ造証拠!!

裁判所が袴田さんを有罪とした最大の決め手が、事件から一年二か月も経過した後に発見された「五点の衣類」でした。

「五点の衣類」とは、鉄紺色ズボン、ねずみ色スポーツシャツ、白ステテコ、白半袖シャツ、緑色ブリーフの五点からなる衣類で、一九六七年八月三十一日、事件現場近くの味噌工場内の味噌醸造タンク（一号タンク）の中から麻袋に入って発見された衣類のことを言います。

五点の衣類には血液が付着していたこと、発見されたのが事件現場の近くにある袴田さんが勤務していた味噌工場であったこと、五点の衣類の緑色ブリーフとよく似たブリーフを袴田さんがはいていたこと、ズボンの端切れ（共布、端布）が袴田さんの実家から「発見」されたこと等から、裁判所は、この五点の衣類が犯行着衣であると認定し、袴田さんが犯人であると断定したのです。

しかし、五点の衣類には、犯行着衣ではなく証拠ねつ造をうかがわせる点、袴田さんのものとは考えられない点が多数あるのです。



発見直後の「5点の衣類」

①袴田さんにはズボンは小さすぎてはけなかった

袴田さんは、犯行着衣とされた鉄紺色ズボンをはくことができませんでした。控訴審において装着実験が行われましたが、袴田さんにはズボンは太ももがつかえて入りませんでした。袴田さんにはけないズボンは袴田さんのものではないはずです。



はけないズボン

②一枚しかないはずの緑色ブリーフが二枚出現している

袴田さんはたしかに緑色のブリーフを一枚持っていました。しかし、それは五点の衣類の緑色ブリーフとは別物です。袴田さんの持っていた緑色ブリーフは事件後に袴田さんのお兄さんが保管していたのです。一枚しかないはずの緑色ブリーフが、どうして二枚出現しているのでしょうか?

③「発見」経緯の不自然性

五点の衣類が「発見」されたのは事件から一年二か月後のことでした。事件直後にも、警察による味噌工場内の捜索は行われており、味噌タンクの中も調べられているはずです。したがって、味噌タンクの中に五点の衣類が入れられたのは「発見」の直前であったと考えるのが合理的です。

そうであれば、五点の衣類を入れたのは袴田さん以外の人物であると考えざるをえません。

④血液の付着状況の不自然性

五点の衣類には、たしかに人の血液が付着していますが、血液の付着状況は犯行着衣であるとすれば不自然な点が多数あります。

たとえば、ステテコにはズボンよりも広い範囲に、より多くの血液が付着していました。もしこれらが犯行着衣であれば、ステテコの上にズボンをはいていたはずですから、ステテコの血の付着の方が多いことを、説明できません。各衣類に別々に血が付けられたからこそ、そんな不自然な血の付き方になったものと考えざるをえません。

ところが、裁判所（第一次再審即時抗告審の東京高裁）は、これを「犯行途中で、ズボンを脱ぐこともありうる」などと、とんでもない説明をしているのです。

⑤味噌漬け衣類は「一朝一夕」にできる!!

第一次再審請求で、東京高裁は決定の中で、「（五点の）衣類が味噌タンクに一年余りも漬かっていたような状態が一朝一夕にできるとも思われない。」とし、最高裁も決定の中で「五点の衣類及び麻袋は、その発見時の状況等に照らし長期間みその中につけ込まれていたものであることが明らか」と述べています。

しかし、弁護団の実験によれば、一年間どころかわずか二十分で、いとも簡単に味噌漬け衣類ができることが明らかになりました。



◀弁護団による味噌漬実験

わずか20分間たらずで、味噌に漬かった衣類の色具合、血液の状態、衣類のシワの発生具合など、事件の証拠とされた「5点の衣類」とほぼ同じ状態の衣類ができることが明らかになった。

Point 2

裏木戸写真は、警察によるインチキ写真だった!!

袴田さんが現場から脱出したとされている裏木戸は、左右二枚の戸でできており、戸の上下に留金が一つずつ、中央にかんぬきがある造りです。事件直後、下の留金とかんぬきははずれていたものの、上の留金はかけられていたままというのが確定判決の認定でした。袴田さんは裏木戸の下部を無理にこじあけてできた左右二枚の戸のすき間から脱出したとされたのです。そもそも、袴田さんにとって、食事や仕事で毎日通る通路にあった裏木戸を無理にこじあけて通るなどという行動をするはずがありません。もし袴田さんがここを通ったなら、留金ははずれていたはずです。

起訴後、警察は裏木戸を再現して上の留金がかかった状態で人が通れるかどうかこっそりと実験を行い、写真三枚を添付した実験の報告書を作成していました。公判では、報告書を作成した警察官が「自白通りやったらできた」と、証言しました。ところが報告書の写真には肝心の、上の留金部分が写っていませんでした。にもかかわらず、裁判所は裏木戸を犯人の逃走口と認定しました。

写真に疑問を持った弁護団は、戸のたわみの力学実験を実施し、その結果、上の留金をかけたままでの状態では、人が通ることはできず、無理をすると留金のネジ釘が抜けてしまうことがわかりました（「前田鑑定書」）。

警察の再現実験は、上の留金をはずして行っていた!

さらに写真工学の専門家が、警察の実験写真のコンピュータ解析をした結果、写真のような人の身体が入る程度の戸のすき間の状態では、上の留金がかかっていることはありえないことがわかりました（「横田鑑定書」）。

そこで、弁護団と支援団体は、カメラの位置、撮影する角度などをかえて、警察官が写真を撮影した方法を検討したところ、やはり上の留金をはずさないと同じ写真は撮影できないことがわかりました。

こうして警察の写真は、上の留金がはずされていながら、その部分が写らないように撮影されていたことが完全に明らかになったのです。

東京高裁も警察のインチキは否定できなかった!

弁護団は、上の留金が写っている写真・ネガの提出命令、鑑定人の証人尋問、再現した裏木戸の検証を請求しましたが、静岡地裁、東京高裁はこれらを全て排斥しました。

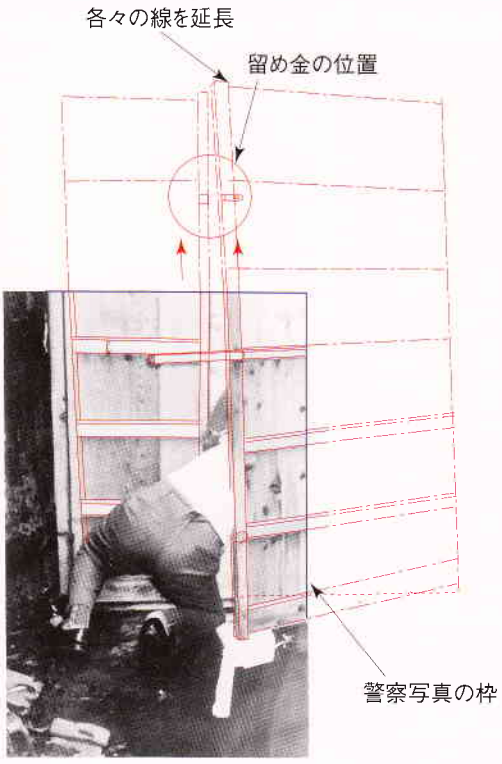
東京高裁決定は、脱出口の問題を重要な問題ではないなどとしている点で不当ですが、「上の留め金が用を足している状態のまま裏木戸を通行することは、不可能ないし極めて困難であると思われる」と、留め金をつけたままでの通行が極めて困難であることを認めざるを得ませんでした。

このように、東京高裁の裁判官も警察の写真がインチキであったことは否定できなかったのです。



弁護団による再現実験

上の留め金がはずれていないと人が通れない。



警察の実験写真

写真を解析した結果、上の留め金がはずれているのがわかる。

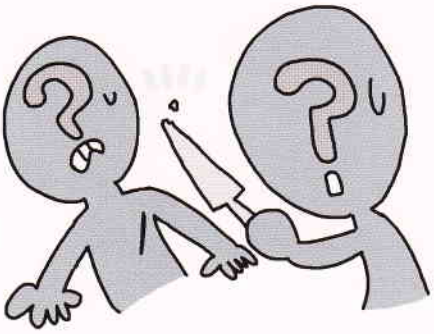
Point 3

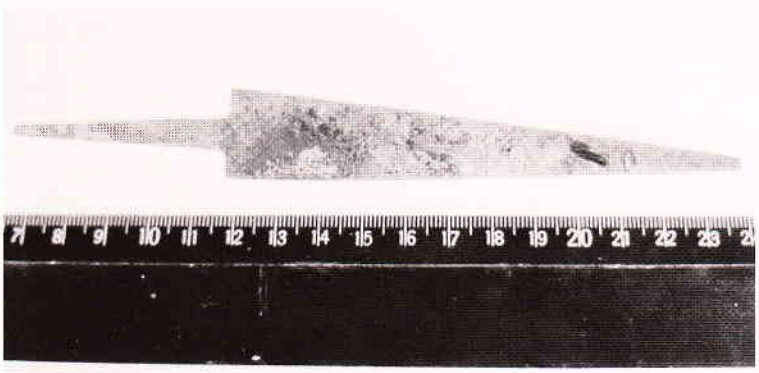
くり小刀での犯行は不可能!!

判決では、くり小刀一本が凶器とされています。くり小刀とは、木工細工に使用される片刃のもろい刃物です。判決は、袴田さんが、くり小刀で被害者四人に約五十カ所もの傷を負わせて殺害したと言うのです。また、被害者らの傷の一部には、胸骨や助骨を切断したり、貫通したものすごい力が加わっています。くり小刀一本でこのような犯行をすることは不可能です。

しかも、事件現場から発見されたくり小刀は、刃先が欠けていたものの、刃こぼれ一つなく、刃体もまっすぐで、とても人の身体に多数の傷を負わせた物とは思えません。

弁護団は、被害者の傷の一部は、くり小刀ではできないとする鑑定書（「押田回答書」「横山鑑定書」）を提出し、判決の認定が、科学的に誤っていることを明らかにしました。また、弁護団は、くり小刀には骨を切断したり、貫通するほどの強度はなく、無理に骨を切断しようとすると、刃体が曲がったり、刃体が柄から抜けてしまうことを確かめた記録ビデオを提出しています。





現場から発見されたくり小刀

袴田事件略年表

1966年（昭和41年）
- 6月30日：静岡県清水市（現在の静岡市清水区）で事件発生
- 8月18日：事件から49日目、袴田さん（当時30歳）逮捕
- 9月 6日：逮捕から20日目、袴田さん犯行を「自白」
- 9月 9日：住居侵入、強盗殺人、放火罪で静岡地裁に起訴
- 11月15日：第1回公判期日

1967年（昭和42年）
- 8月31日：事件から1年2か月後、5点の衣類「発見」

1968年（昭和43年）
- 9月11日：死刑判決（静岡地裁）

1976年（昭和51年）
- 5月18日：袴田さんの控訴棄却（東京高裁）

1980年（昭和55年）
- 11月19日：最高裁が上告棄却（死刑確定）

1981年（昭和56年）
- 4月20日：静岡地裁に再審請求（第1次再審）
- 11月13日：日本弁護士連合会が袴田さんの再審支援を開始

1992年（平成4年）
- 10月：全日本ボクシング協会「袴田巌再審支援委員会」が発足

1994年（平成6年）
- 8月 9日：静岡地裁が再審請求を棄却

2004年（平成16年）
- 8月26日：東京高裁が即時抗告棄却

2008年（平成20年）
- 3月25日：最高裁第二小法廷が特別抗告棄却
- 4月25日：静岡地裁に第2次再審請求

2009年（平成21年）
- 3月 2日：東京家庭裁判所が保佐開始の審判

2010年（平成22年）
- 4月22日：袴田巌死刑囚救援議員連盟設立

2011年（平成23年）
- 1月：日弁連が、法務大臣宛に袴田さんの死刑執行停止を求める人権救済勧告を行う。
- 3月10日：袴田さん75歳の誕生日



Point 4

作られた「自白」は無実を語る!!

①なぜ無実の人が虚偽の自白をするのか

皆さんは、「本当に何もしていないなら、自白などしなければいいじゃないか。」「自分で認めたのだから、犯人に違いない。」と思うかもしれません。

しかし、否認している被疑者に対する取調べは、しばしば過酷を極めます。無実の人は、自分が無実である以上、後で裁判官に本当のことを話せば、きっとわかってくれるはずだと信じ、目前の苦しみから逃れるために、虚偽の自白をしてしまうのです。

②裁判所も自白強要を認めた

逮捕されて二十日目の九月六日に「自白」するまでの、袴田さんに対する取調べは、八月の猛暑の中、平均一日約十二時間にも及ぶものでした。その上警察は、便器を取調室の中に持ち込むなど、袴田さんの人格を踏みにじるような屈辱的な取調べまで行なったのです。袴田さんの「自白」は、このような常軌を逸した取調べの結果なのです。そのため裁判所も、四十五通の「自白」調書のうち、四十四通は違法な手続によるものとして排除しました。

「自白」では、袴田さんはパジャマを着て犯行を行ったとされていますが、その後この「自白」と矛盾する五点の衣類が出てきたため、有罪判決を下した裁判所すら、「自白」には事実に反する部分が多いと認めざるを得なかったのです。その他にも、犯行に至る経路や凶器等につき、「自白」には客観的証拠と矛盾する点が多々ありました。

③作られた「自白」は無実を語る

真犯人の自白と、無実の人が強制・誘導されて語った「自白」とは、犯行体験の有無により、必ずその内容に違いが現れます。つまり、無実の人が、自ら「犯人になって」想像で語った自白には、その自白内容自体に、当人が事件のことを何も知らないという微候が現れるのです（「浜田鑑定書」）。供述心理の専門家は、袴田さんの「自白」も、次のような点から、それが無実の人が取調官の強制・誘導によって語った「自白」であることが明らかであると指摘しています。

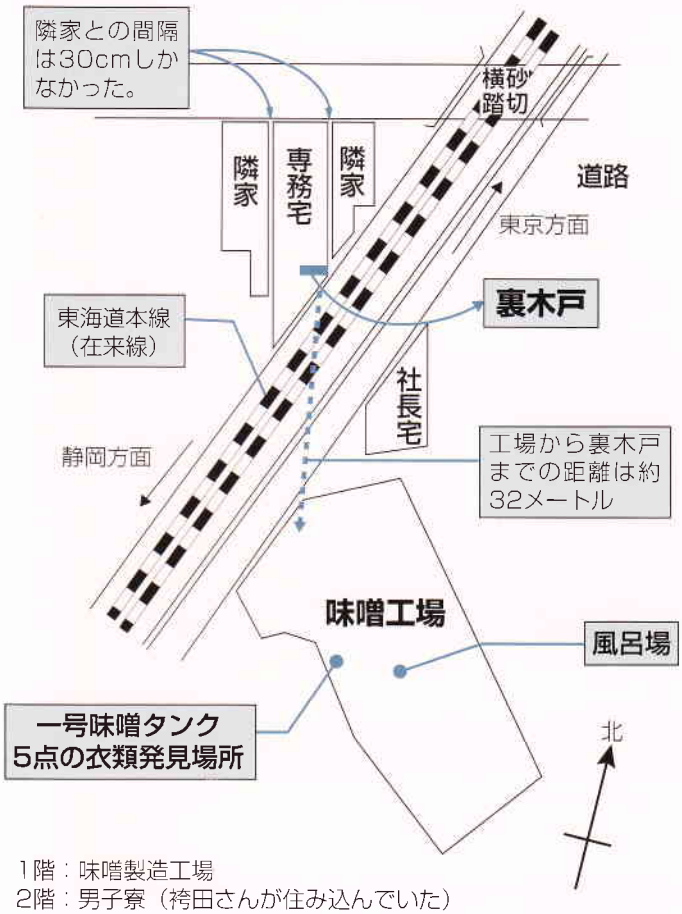
(1) 真犯人であれば、全面自白した後に嘘をつく理由はないにもかかわらず、例えば、着衣や殺害順序や動機など、犯行の筋書きの核になる部分に「嘘」が含まれていたり、変遷していたりする。

(2) 真犯人なら間違えようのない事実、例えば金袋の形状や死体の位置などが違っており、このことは犯行状況について袴田さんが無知であることを示している。

(3) 真犯人のみが知っている「秘密の暴露」が全くなく、取調官が知り得た情報で誘導できる内容ばかりである。



袴田事件現場・工場関係位置図



1階：味噌製造工場
2階：男子寮（袴田さんが住み込んでいた）

袴田さんの家族に対する思い

母に、また幼き息子に、そして長い年月、弟の無実を信じ支援活動の中心になってきた兄や姉たちに向けて、袴田さんは多くの手紙を出し続けてきました。

袴田さんの手紙には、残忍な犯罪を連想させるような身勝手な論理や言葉は全く見られず、むしろ自身が苦境におかれながらも、家族、親族をいたわり心配をかけまいとする優しい心情があらゆるところに表れています。



お母さん
僕の憎い奴は、僕を正常でない状態にして犯人に作り上げようとした奴です。
神様
僕は犯人ではありません。
僕は毎日叫んでいます。
ここ静岡の風にのって世間の人々の耳に届くことをただひたすらに祈って僕は叫ぶ。
お母さん　人生とは七転八起とか申します。
最後に笑う人が勝つとか申します。
又、皆さんとで笑って話すときが絶対きます。

1967年（昭和42年）2月母への手紙より

息子よ
息子よ。どうか直く清く勇気ある人間に育つように。そして、おまえの友達からおまえのお父さんはどうしているのだと聞かれたら、こう答えるが良い。僕の父は不当な鉄鎖と対決しているのだ。
息子よ、お前が正しい事に力を注ぎ、苦労の多く冷たい社会を反面教師として生きていれば、遠くない将来にきっとチャンは、懐かしいお前の所に健康な姿で帰っていくであろう。そして必ず証明してあげよう。お前のチャンは決して人を殺していないし、一番それをよく知っているのが警察であって、一番申し訳なく思っているのが裁判官であることを。チャンはこの鉄鎖を断ち切ってお前のいる所に帰っていくよ。

1983年（昭和58年）2月の日記より

袴田事件に関する出版物

地獄のゴングがなった ー無実のプロボクサー袴田巌
高杉晋吾 著　発行：三一書房（1981年）

主よ、いつまでですか―無実の死刑囚・袴田巌獄中書簡
袴田巌さんを救う会編　発行：新教出版社（1993年）

自白の心理学
浜田寿美男 著　発行：岩波新書（2001年）

裁判官はなぜ誤るのか
秋山賢三 著　発行：岩波新書（2002年）

はけないズボンで死刑判決　検証・袴田事件
袴田事件弁護団編　発行：現代人文社（2003年）

袴田事件
山本徹美 著　発行：新風舎文庫（2004年）

自白が無実を証明する
浜田寿美男 著　発行：北大路書房（2006年）

美談の男…えん罪 袴田事件を裁いた元主任裁判官・熊本典道の秘密
尾形誠規 著　発行：鉄人社（2010年）

裁かれるのは我なり
山平重樹 著　発行：双葉社（2010年）

袴田巌は無実だ
矢澤昇治 著　発行：花伝社（2010年）

映画「BOX～袴田事件　命とは～」
監督・脚本 高橋伴明（2010年）

裁判所が認定した事実

裁判所は、この事件は袴田さんの犯行であるとして、次のように、虚偽の「自白」に基づきながらも、犯行着衣など「自白」では説明のつかないことについては、きわめて不自然・不合理な事実認定を行いました。

動機　当時離れて暮らしていた子どもを引き取るためにアパートを借りる資金などのお金欲しさから。

侵入　午前１時半頃、クリ小刀を持ち黒っぽい雨合羽を着て、屋根づたいに被害者宅の中庭に侵入した。

殺害行為　被害者宅を物色中、専務に発見されたためクリ小刀で刺し、さらに物音に気づいて起きてきた他の３人も次々に刺した。

放火　４人を刺した後、裏口に廻り、裏木戸をかんぬきと下の留め金だけをはずし、戸を無理にこじあけ外に出、味噌工場内にあった混合油をポリバケツに入れて、再度裏木戸から侵入し、４人に油を振りかけてマッチで放火し、再び裏木戸から外に出た。

金品奪取　被害者宅から、金袋３個だけを持ち出したが、そのうち２個は裏木戸の外側と、線路付近に知らずに落としてしまった。

着衣　犯行着衣はパジャマ、雨合羽は白っぽいパジャマを隠すために使用（検察官の冒頭陳述）→犯行着衣は五点の衣類（１年２か月後、五点の衣類発見後変更された冒頭陳述）→殺害行為のときは五点の衣類を着用していたが、工場内でパジャマに着替えをして放火（裁判所の認定）

このように「自白」にはなかった五点の衣類が発見されたため、裁判所は犯行の途中で着替えをしたなどという不自然・不合理な事実を認定せざる得なかったのです。しかも、五点の衣類のスポーツシャツやズボンは黒っぽいものであったため、雨でもないのに雨合羽を着た理由も説明できなくなってしまいました。

ボクシング界による支援

袴田さんは、元日本フェザー級６位のプロボクサーとして活躍していました。

ボクシング界も袴田さんの無実を信じて支援を続けています。

ボクシング協会は、袴田さんの再審支援を正式決定し委員会を発足し活動をしています。



リング上での弁護団





2008年1月24日後楽園ホールチャリティイベントに集結した新旧世界王者たち

一審担当裁判官による「無罪告白」



熊本典道元裁判官

2007年、第一審静岡地裁で袴田事件を担当した熊本典道元裁判官は、袴田さんが無罪であることを確信していたが３人の裁判官による合議の結果、多数決で有罪死刑判決が決まり、やむなく一度書き上げた無罪判決を破棄して死刑判決を書くことになった事実を「告白」しました。第一審判決は、捜査機関の違法な捜査を戒める内容の異例の「付言」が書かれていたりするなど、死刑判決とはおよそ相容れない記述がみられることから合議が分裂していたのではないかと考えられていましたが、この元裁判官による告白でその事実が裏づけられました。３人の裁判官のうち少なくとも一人が「無罪」の心証をもっていた場合にはたして死刑判決を言渡すことができるのでしょうか？

発　行：袴田事件弁護団（弁護団長　西嶋勝彦）
協　力：日本プロボクシング協会、袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会、袴田巌さんの再審を求める会

連絡先　小川秀世法律事務所　〒420-0064　静岡県静岡市葵区本通６丁目２番地の１　カメリアビル
袴田事件弁護団事務局長　弁護士　小川秀世　TEL 054-653-2230　FAX 054-254-5233

袴田さんの再審支援のために、カンパを！　カンパ送付先：静岡信用金庫　安西支店
普通預金　口座番号：**0433547**
名義人：袴田弁護団事務局小川秀世法律事務所

2011.8作成